

町有財産売却実施要領  
(随時募集・先着順)

平成27年11月

香美町

## 町有財産売却実施要領（随時募集・先着順）

香美町村岡区（光陽区・分譲宅地内）の以下の物件について、随時募集（先着順）で売却を実施します。

### 1. 売却物件（土地）

1	所在地番	美方郡香美町村岡区高井字下大仙 366 番地の 8（7 番区画）				
	公簿地積	298.65 m <sup>2</sup>	地目	宅地	売却価格	6,361,245 円
2	所在地番	美方郡香美町村岡区高井字下大仙 366 番地の 12(11 番区画)				
	公簿地積	272.54 m <sup>2</sup>	地目	宅地	売却価格	6,023,134 円

### 2. 申込資格

申請できるのは個人とします。ただし、以下の項目に該当する方は参加できません。

- （1）成年被後見人、被保佐人及び被補助人で不動産取引制限のある者又は破産者で復権を得ない者
- （2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立がない者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に該当する者
- （4）売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- （5）香美町に係る町税を完納していない者

### 3. 契約に付す条件

売買契約締結の日から 10 年以内に、買受者が自ら居住するための住宅を建築し居住しなければなりません。

### 4. 申込方法

- （1）申込書の配付場所

香美町建設課建設管理係（香美町香住区香住 870 番地の 1 香美町役場 2 階）

\*町ホームページからもダウンロードできます。

- （2）受付期間

平成 27 年 11 月 12 日（木）から次回募集公告日の 30 日前までの開庁日で、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの時間とします。郵送による

申込書の提出は不可とします。

先着順での受付とし、売却が決定した時点で募集は終了します。

(3) 申込先

香美町建設課建設管理係（香美町香住区香住870番地の1 香美町役場2階）

(4) 提出書類

申し込みは1者につき1物件とし、以下の書類を提出してください。

- ① 町有財産売却（随時募集・先着順）申込書兼受付書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 印鑑登録証明書
- ④ 住民票

(5) 申込受付の先着順について

上記の提出書類を全て担当窓口に出した時に、申込受付を完了したとみなします。

## 5. 買受者の決定

売買契約の相手方は申込者の資格を満たした方で最初に買受申込を受け付けた方とします。ただし、同一の物件に対し同一の日に複数の申し込みがあった場合は、くじの方式により契約の相手方を決定します。決定後に契約の相手方に書面により通知します。

## 6. 契約の締結

- (1) 買受者の決定を受けた者は、1週間以内に売買契約を締結し、同時に売買代金の100分の10以上の契約保証金を支払うものとします。
- (2) 契約締結後、町が発行する納付書により、町が指定する期日までに売買代金と契約保証金の差額を一括してお支払いいただきます。
- (3) 売買代金が全額支払いされたとき所有権が移転し、町において登記手続きを行います。
- (4) 所有権の移転登記手続きが完了した後、引渡し時の現状で物件を引き渡します。
- (5) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権の移転登記に要する登録免許税等、本契約の履行に関して必要な一切の経費は買受者の負担となります。
- (6) 売買代金完納後、買受者を義務者として課される公租公課は、買受者の負担となります。

## 7. その他

- (1) 物件調書は物件の概要を把握するための参考資料です。実際の利用にあたり必要となる事項が全て網羅されているものではありません。必ずご自

身で現地の状況等の確認を行ってください。

- (2) 現地確認の目的で物件の敷地内に立ち入ることは差し支えありませんが、近隣の迷惑とならないよう注意してください。
- (3) 物件は現状での引き渡しとなりますので、ご了解ください。現況と物件調書とが相違する場合は現況を優先します。
- (4) 町において引き渡し後の土地利用における整備や調整、越境物等の解消・同意等の交渉や手続きは一切行いません。また、土地利用において近隣住民等との間で調整等が必要となった場合は、すべて買受者において行ってください。
- (5) 電気、通信設備、車両乗り入れ施設の設置などの手続き及び費用は買受者の負担となります。
- (6) 買受希望者は、本要領の記載内容、物件調書及び町有財産売買契約書(案)の各条項並びに売却物件の法令上の規制等をすべて承知したうえで申し込むものとします。
- (7) 住宅を建築するにあたっては、「第2次分譲宅地のしおり」の記載内容を遵守してください。